会 議 議 事 録

1 会議名	平成29年度第2回長岡市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	平成30年2月8日(木曜日)午後1時30分から午後3時まで
3 開催場所	アオーレ長岡 長岡市役所 西棟4階 第2委員会室
4 出席者名	(委 員)田村会長 久力委員 吉田委員 長尾委員
	荒井委員 大竹委員 上村委員 北村委員
	竹内委員 田中委員
	(事務局) (国保年金課)
	佐山国保年金課長 関国保年金課長補佐
	老田国保保険料係長 加藤国保給付係長
	和田主査 佐藤主任
	(健康課)
	内山成人保健係長
5 欠席者名	鈴木委員 豊島委員 高野委員 泉田委員 関委員
6 議 題	1 諮問事項
	(1) 平成30年度国民健康保険料(案)について
	(2) 第2期データヘルス計画の策定(案)について
	(3) 長岡市国民健康保険条例の一部改正 (案) について
	(4) 長岡市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正 (案)
	について
	(5) 長岡市国民健康保険運営協議会規則の一部改正 (案)
	について
	2 報告事項
	(1) 平成 28 年度長岡市国民健康保険事業特別会計決算
	について
	(2) 平成30年度制度改正の周知について

7 審議結果の概要

- 1 諮問事項
- (1)平成30年度国民健康保険料(案)について 諮問書及び資料で説明し、「原案のとおり異議なし」で了承。
- (2)第2期データヘルス計画の策定(案)について 諮問書及び資料で説明し、「原案のとおり異議なし」で了承。
- (3)長岡市国民健康保険条例の一部改正(案)について 諮問書及び資料で説明し、「原案のとおり異議なし」で了承。
- (4)長岡市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正(案) について

諮問書及び資料で説明し、「原案のとおり異議なし」で了承。

(5)長岡市国民健康保険運営協議会規則の一部改正(案) について

諮問書及び資料で説明し、「原案のとおり異議なし」で了承。

- 2 報告事項
- (1) 平成28年度長岡市国民健康保険事業特別会計決算 について 資料で説明。
- (2) 平成30年度制度改正の周知について 資料で説明。

8 審議の内容

事務局

お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただ今から「平成29年度第2回長岡市国民健康保険運営協議会」を開 会いたします。

現在は、8名の委員が出席であります。協議会規則第6条により過半数を超えており、会議は成立しておりますことを報告いたします。

ほか2名委員は遅れると連絡をいただいております。

それでは、開会に先立ちまして、佐山国保年金課長からごあいさつ申 し上げます。 国保年金課長

(あいさつ)

事務局

続きまして、開会にあたり会長から、ごあいさつをお願いします。

会長

(あいさつ)

事務局

それでは、お手元の「会議次第」によりまして、会議の議事進行は、 会長から進めていただきます。

会長

最初に、「議事録署名委員の指名について」であります。

議事録署名には、協議会規則第10条の規定により、会長において 「北村委員」と「大竹委員」を指名いたしますので、よろしくお願いし ます。

それでは、予定しております議題につきまして、最初に事務局から説明をしてもらい、その後、質疑を行います。

本日の議題は、諮問事項として、「平成30年度国民健康保険料(案)について」、「第2期データへルス計画の策定(案)について」、「長岡市国民健康保険条例の一部改正(案)について」、「長岡市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正(案)について」、「長岡市国民健康保険運営協議会規則の一部改正(案)について」の5つの諮問と報告事項として、「平成28年度長岡市国民健康保険事業特別会計決算について」、「平成30年度制度改正の周知について」の2つの報告事項があります。

諮問事項の説明を一括で行ってから、ご意見、ご質問をお伺いします。 まず、「平成30年度国民健康保険料(案)について」事務局の説明を お願いします。

事務局

○「平成30年度国民健康保険料(案)について」 説明

会長

続きまして、「第2期データヘルス計画の策定(案)について」事務 局の説明をお願いします。

事務局 ○「第2期データヘルス計画の策定(案)について」 説明 会長 続きまして、「長岡市国民健康保険条例の一部改正(案)について」 事務局の説明をお願いします。 事務局 ○「長岡市国民健康保険条例の一部改正(案)について」 続きまして、「長岡市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正(案) について」事務局の説明をお願いします。

> ○「長岡市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正(案)について」 説明

説明

続きまして、「長岡市国民健康保険運営協議会規則の一部改正(案) について」事務局の説明をお願いします。

○「長岡市国民健康保険運営協議会規則の一部改正(案)について」 説明

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問はあり ませんか。

基本的なところを教えてほしいのですが、資料3の国民健康保険税の 課税限度額の見直しと記載されていますが、何に対して課税し、誰が払 っているのか教えていただきたい。

国の資料なので、保険税という記載をしていますが、長岡市は保険料 です。税を料に読み替えていただければと思います。

県内では、新潟市、津南町の2つの自治体と長岡市が保険料として賦 課しています。それ以外は保険税として賦課しています。

基本的には、保険税と保険料の違いがなく、計算の仕方も一緒となり ます。

4

会長

事務局

会長

事務局

委員

会長

事務局

保険税は、市町村税条例において、目的税として国保被保険者に賦課するとなっています。

税と言ったほうが納税義務の意識が高くなり、収める方が多くなるという考えがあるようです。

また、違いといえば、保険税や保険料を収めてもらえる期間についてです。根拠法令が違うことから、保険税は5年間、保険料は2年間で時効となります。

会長

他にありますでしょうか。なければ、今ほどの5件の諮問については、 「原案のとおり異議なし」で答申してよろしいでしょうか。

異議なしと認め、ただ今の諮問については、「原案のとおり異議なし」 で答申します。

続きまして報告事項に移ります。一括して説明した後に、ご意見、質問を伺います。

「平成28年度長岡市国民健康保険事業特別会計決算について」 事務局の説明をお願いします。

事務局

○「平成28年度長岡市国民健康保険事業特別会計決算について」 説明

会長

続きまして「平成30年度制度改正の周知について」事務局の説明を お願いします。

事務局

○「平成30年度制度改正の周知について」説明

会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。

なければ、事務局からその他の説明等はありますか。

事務局

ありません。

会長	なければ、本日用意された案件は以上であります。
	委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご審議をいただきま
	して、誠にありがとうございました。
上記議事録は、	その記載内容が事実と相違ないことを確認し、ここに署名する。
会	長
委	員
委	 員
9 会議資料	別添のとおり